

仕 様 書

1 業務名

高知市福寿園ナースコール設備更新業務

2 業務概要

高知市福寿園の養護老人ホーム部分等に設置されているナースコール及び周辺機器の更新，既存機器の撤去等を行うもの。

3 履行場所 高知市福井町 748 番地 高知市福寿園

4 履行期間 契約締結日から令和7年6月30日（月）まで

5 更新機器及び設置場所等

現在設置している機器と同程度又は同程度以上の機能を有する機器に更新すること。ただし，トイレレセーフコール（トイレ離座検知システム）は新たに設置する。また，徘徊センサーについては既存流用すること。

機器等一覧（既存機器【株ケアコム製等】と同程度の例示品）及び設置場所は，別紙の高知市福寿園ナースコール設備更新業務 機器一覧及び別添図面のとおり。また，設備要件は「6 設備要件等」に記載のとおりとする。

6 設備要件等

（1）ナースコール制御装置は，以下の要件を満たすこと。

ア デジタル通信方式であること。

イ 呼び出し履歴は，少なくとも1か月分以上のログが蓄積可能であること。

ウ 1システム内で，同時に5通話以上可能であること。

エ ハンディナースコールと連動し，PHSを使用したハンディナースコールが可能であること。

オ 離床マットセンサーと接続可能であること。

カ 見守りセンサー付きベッドと接続し，アラーム通知をナースコール連動することが可能であること。

キ 既存徘徊センサーと接続し，センサー通知をナースコール連動することが可能であること。

（2）ナースコール親機は，以下の要件を満たすこと。

ア ボード形タイプ（入所者名の一覧表示及び選局 LED ボタン付き）であること。

イ 次のスペースに設置できるものであること。

100局親機 W1,000×H1,000×D150（mm）以内

80局親機 W700×H1,000×D150（mm）以内

ウ 子機ごとに通話音量の調整が可能であること。

エ 呼出履歴は，直近100件の表示が可能であること。

オ 子機の常夜灯のオン及びオフを操作できる機能を有すること。

カ 受話器落下防止ストッパー，受話器衝突音防止センサーが使用できること。

(3) ハンド形子機は、以下の要件を満たすこと。

ア ナースコール制御装置と有線で接続していること。

イ 押しボタン、スピーカー及びマイクを有すること。

なお、入居者がベッドから転落等した際にも呼出しできるよう、握り押しボタン（コード2m程度）が付いたハンド形子機であること。（差し込みジャックは1つとする。）

ウ 押しボタン部分が目立つ仕様となっており、日本語で表示がされていること。

エ 押しボタン部分は、夜間でも子機が確認できるよう自動的に点灯する機能を有すること。なお、点灯機能のオン・オフは親機から操作できること。

オ 呼出時は、ハンド形子機からの呼出確認音及びハンド形子機の点滅で呼び出していることが確認できること。

カ ハンド形子機は、ベッド柵等に掛けられる形状、又はフック等が付いていること。

キ 断線防止のため、一定以上の力で引っ張った場合に、引っ張る角度に関わらずコンセントから抜ける構造となっていること。また、コンセントから脱落等した場合の異常を知らせる機能を有すること。

(4) ハンディナースコール（PHS 用）は、以下の要件を満たすこと。

ア 1 制御機あたり 16 台以上の PHS 端末と接続可能であること。

イ 着信表示は「呼出種別・部屋番号・ベッド番号」とし、通話可能であること。

ウ 着信表示は、緊急呼出の場合、背景色が点滅する等目立つ仕様となっていること。

エ 勤務帯ごとに切り替えが可能なチーム割付機能を有し、8 チーム以上で設定可能であること。

(5) トイレセーフコール（トイレ離座検知システム）は、以下の要件を満たすこと。

ア 便座からの立ち上がりを検知する機能及び長時間便座に座ったままの状態を検知する機能を有すること。

イ 長時間着座検知の時間設定は段階的に選択ができること。

ウ 電源断状態になると異常を知らせる機能を有すること。

(6) 廊下灯は、以下の要件を満たすこと。

ア 呼出種別に応じて3色の色分け点滅表示ができること。

（例：オレンジ…一般呼出，赤…緊急呼出（スタッフボタン）・トイレ呼出，緑…センサー呼出）

7 作業条件等

(1) 機器設置、配線接続及び運用設定について

ア ナースコール設備機器の設置、電源接続、配線接続、試験調整、運用設定その他必要な作業等を行うこと。

イ 作業に当たっては、ナースコール及びハンディナースコールが長時間使用できない状況を発生させないよう配慮すること。

ウ 居室内の配線及び制御機から廊下灯までの幹線は流用可とする。

エ 新たなハンディナースコール設備及び機能は、既存電話交換機（日立 NETTOWER MX-01 令和5年度更新）に追加実装すること。

オ 徘徊センサーは既存設備を流用し、新規ナースコール設備と接続を行うこと。

カ 既存ナースコールとの切り替えに当たっては、呼び出しできないエリア及び時間が最小限になるよう配慮すること。

キ 不要な既存機器を撤去し、関係法令に基づき適切に廃棄すること。なお、廃棄する既存機器にパソコンは含まれない。

(2) 搬入・作業等について

ア 居室等を使用しながらの更新作業となるため、入居者等の安全を第一に行うとともに、高知市福寿園の業務に支障を来たさぬよう、事前に高知市福寿園と協議のうえ、その指示に従うこと。

イ 搬入経路、その他現場の状況を考慮し、安全に据付場所へ搬入すること。

ウ 居室内でのベッド移動等は、高知市福寿園の指示に従うこと。

エ 作業に際しては、施設等に損傷を与えないよう十分な注意を払うように努め、必要に応じて受託者の負担により搬入経路に養生等を施すこと。また、作業の際、万一、施設等に損傷を与えた場合は、受託者の責任において原状に復すること。

オ 塵埃等を発生させる作業を行う際は、受託者の負担により、機器及び設備等に対して十分な養生を行うこと。

カ 発生材の処理及び美掃を行うこと。

キ 本業務に必要な電力は、原則として施設内の既存設備から無償にて使用できるものとする。ただし、使用量が過大になると見込まれる作業については、自家用発電機の受託者持込みによる作業を指示することがある。

(3) 作業中の安全確保及び環境保全について

作業に際し公衆災害の防止及び作業中の安全確保及び環境保全のための関係法令の規定に従うほか、高所作業における落下・転落防止に留意すること。

(4) その他

ア 仕様書に明記されていない事項についても、本業務の遂行上当然必要なものは、仕様を含むものとする。

イ 作業は、熟練した技術者等が行い、機器等の機能を十分に発揮できるよう確実に行うこと。

ウ 業務上知り得た内容を第三者に漏らさないこと。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

8 試験調整

機器等の単体調整完了後、以下の項目について総合試験及び調整等を実施すること。

(1) ナースコール呼出

(2) 通話（送話及び受話の音量、音質、ノイズの有無）

(3) 一斉放送（音量、音質、ノイズの有無）

(4) 廊下灯ランプの点灯（色）

(5) 親機での部屋番号の表示

(6) 脱着断線警報（表示、廊下灯の点灯、親機での鳴動）

(7) PHS（ハンディナースコール連動）での着信（表示、送受話、鳴動）

(8) 復旧動作（親機、PHS、個別廊下灯、子機コンセントでの復旧動作）

(9) 外観の点検（機器の傾き、汚れ等）

9 業務完了報告書

業務完了後、速やかに業務完了報告書（更新の前後が分かる写真を含む）を提出すること。なお、以下の書類を書面（取扱説明書以外は各1部）及び電子ファイルで添付すること。

(1) 完成図（最終機器配置図）

- (2) アンテナ設置図
- (3) 試験結果報告書
- (4) 取扱説明書（日本語）・・・書面で2部
- (5) 電話交換機データ登録票

10 保証

保証期間は1年以上とし、メーカー標準とする。また、保証期間内については交換費用も受託者において負担するものとする。ただし、使用者の過失及び自然災害等による受託者の責めに帰することの出来ない事由の場合はこの限りでない。

11 その他

- (1) 落札後、直ちに物品型番等リスト及びその仕様が分かるカタログ等を高齢者支援課担当者に提出し、条件に適合したものか等の確認を受けること。併せて、各機器等の金額が分かる入札額内訳書を作成し、提出すること。
- (2) 受託者は、速やかに業務責任者の決定及び業務スケジュールの作成を行い、高齢者支援課担当者に提出すること。また、事前に高齢者支援課と打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
なお、高齢者施設での業務であり、余裕を持った作業日程となるよう留意すること。
- (3) 業務に疑義が生じた場合は、速やかに高齢者支援課と協議すること。

12 問い合わせ先

〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号（高知市役所本庁舎2階）
高知市健康福祉部 高齢者支援課（担当：森澤）
TEL：088-823-9441
FAX：088-823-9434
メールアドレス：kc-120900@city.kochi.lg.jp